

**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)
(実際費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定)【抜粋版】**

1. 移行期における接続料算定の在り方に係る意見

意見1 メタルから光ファイバへのアクセス回線の移行の進展に伴い、メタル回線需要の減少に対応した政策的な配慮は、利用者利便性の向上や公正競争環境を維持していく上で必要不可欠となっている。このため、メタル回線に係る接続料算定の在り方に関し、関係事業者が参加して議論を行う場を設けるべき。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)(KDDI)(11 社連名)(TOKAIコミュニケーションズ)(イー・アクセス) 【p. 3】

- ドライカッパなどレガシー系サービスについては、回線コスト自体は新規投資の抑制や効率化等により毎年度削減傾向にあるものの、こうしたコストの減を需要である稼働回線数の減少が上回っていることから、接続料が上昇傾向にある。NTT 東西自身がコストの太宗を負担するとしても、接続事業者からコスト削減インセンティブについての懸念が依然示されている状況を踏まえ、NTT 東西においては、引き続き、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出せるように努めることが適当である。**(要請)**
- 移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、平成 23 年 12 月 20 日付け情報通信審議会答申「ブロードバンドの普及促進のための環境整備の在り方について」(以下「ブロードバンド答申」という。)において、「ユニバーサルサービス制度との関係にも配意しながら、①未利用芯線コストの扱い、②メタルの耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当」との考え方方が示されている。

PSTN から IP 網への移行を踏まえると、レガシー系サービスの需要は今後とも減少傾向が続くことが想定されることから、総務省においては、今後の接続料水準を注視しつつ、上記ブロードバンド答申に従い、移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。**(要請)**

意見2 メタル回線に係るコスト削減を実現する方策として、利用実態を踏まえ、現行の法定耐用年数から経済的耐用年数への変更といった見直しを行うべき。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)(11 社連名)(KDDI)(イー・アクセス) 【p. 9】

- 移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、考え方1のとおり。
 設備の耐用年数については、一般的に、接続料原価算定等の適正化を図る観点からは、利用実態等を踏まえ、会計監査実務について十分に配慮した上で、減価償却費を経済的耐用年数で算定することが望ましい。
 平成19年10月の「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会(以下「会計研」という。)」報告書においては、PSTNに係る設備については償却済資産の割合が今後増加すること等を想定すると直ちに耐用年数の見直しを行う必要性は認められないとされているが、メタルケーブルに経済的耐用年数を適用する場合は、改めて実態を検証し、実態に即した耐用年数を算定することが適当とされているものである。
 なお、ブロードバンド答申において、ユニバーサルサービス制度との関係にも配意しながら、メタルの耐用年数などに関するコスト検証を行い、接続料算定の更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当とされている。
- 意見3 メタルの未利用回線は、ユニバーサルサービスの観点から残置されていると言えるが、基本的には接続事業者は使用することのない回線である。当該回線に係るコストは接続料上昇の最大の要因であることから、マイグレーションの状況を踏まえ、接続料算定対象コストとしてどのように扱っていくべきか早急に検討すべき。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)(11社連名)(KDDI)(イー・アクセス)**
- 【p. 11】
- 移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、考え方1のとおり。
 なお、ブロードバンド答申において、加入電話の契約数は近年では年8%を超える割合で減少傾向にある一方で、利用芯線が一部に残るメタルケーブルをケーブル単位でまとめて撤去できること、宅地開発等による新規敷設の必要性により、毎年一定のメタルケーブル投資が行われ、メタルケーブルの総延長も年々微増していること等を踏まえ、未利用芯線コストの扱いなどに関するコスト検証を行い、接続料算定の更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当とされている。
- 意見4 施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法について、透明性を確保した上で検証することが必要。(イー・アクセス)**
- 【p. 15】
- 移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、考え方1のとおり。
 なお、ブロードバンド答申において、電柱・管路等におけるケーブル及び付属設備の施設保全については、未利用芯線が多く、集線されないメタル回線にコストが大きく配賦(電柱・管路等に係る施設保全費の約8~9割がメタル回線に配賦)されていることを踏まえ、施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法などに関するコスト検証を行い、接続料算定の更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当とされている。
- 意見5 需要が減少傾向にある接続料に対しプライスキャップ規制を導入することにより、NTT東西にコスト効率化インセンティブを機能させる実効的な接続料ルールを構築する必要がある。(イー・アクセス)(11社連名)**
- 【p. 16】

- 移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、考え方1のとおり。
- 現在、接続料の妥当性を検証するため、市場メカニズムが有効に機能している場合に小売料金はコストに適正利潤が乗せられたものになる点に着目し、接続料と利用者料金との関係に関する検証(スタックテスト)を行われている。今回の接続約款変更認可申請に当たっても、必要な検証が行われ、「全てのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を上回っており、かつ、営業費相当分は基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない」とされている。

また、NTT 東西からはメタル回線が 2020 年度初頭においても相当数残るとの見込が示されているが、この点はより明確化を図る必要があることから、2012 年度以降のメタル回線撤去等の対応の考え方を示すよう総務省から NTT 東西に対して求めている。

接続料算定の適正性を確保する観点からは、まずは以上の取組を着実に進めることが適当である。

なお、ドライカッパやラインシェアリング等の需要が減少傾向にある接続料に、インセンティブ規制としてプライスキャップを設定すべきとの意見については、以上の取組が行われていることや市場環境や競争環境が異なることも踏まえ、現時点においては参考として承る。

意見6 NTT東西はアクセス回線の移行計画等に関し、予見性を確保するために必要な情報を早期かつ積極的に開示すべき。(11 社連名)

【p. 17】

- アクセス回線のメタルから光ファイバへの移行については、予見性の確保が重要であり、ブロードバンド答申に示されたとおり、関係者が一定のスケジュールを可能な限り早期に共有した上で、移行の円滑化に向けて様々な方策について検討していくことが適当である。

また、2020 年代初頭において一定程度のメタル回線が残る場合においても、メタル回線がどの程度残存するか、そのメタル回線がどのように利用されると見込まれるかといった点について、より具体化されることが望ましく、NTT 東西から利用者及び関係事業者に対し、今後の電話サービスの提供手法等について、可能な限り早期かつ逐次に情報提供が行われることが適当である。

これらの点については、総務省から NTT 東西に対して求めている報告の結果も踏まえつつ、ブロードバンド答申のフォローアップを行うことが適当である。具体的には、情報通信審議会電話網移行円滑化委員会において、適切なタイミングで環境変化等を注視していくとともに、将来新たに課題等が生じた場合には適時適切に検討を行うことが適当である。

2. 各論

意見9 災害特別損失を接続料原価へ算入することは早計であり、接続料算定の在り方と合わせて考え方を整理すべき。今回のように災害等のやむを得ない理由により特別損失を接続料原価に算入する場合は、企業会計と接続会計の整合性の整理、透明性の確保のための仕組みの導入、第一種指定設備に係らないコストの算入を認めないことの徹底等が必要。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)(TOKAIコミュニケーションズ)(KDDI)(イー・アクセス)

【p. 22】

- 本件認可申請においては、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて接続料原価に算入している。こうした措置は現行の接続料規則では認められていないことから、本件認可申請とあわせ、同規則第3条ただし書に基づく特別許可申請がNTT東西から行われている。

NTT東西の財務会計上における今回の災害特別損失の計上は公認会計士協会から公表された処理に基づき実施したものである。こうした東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、その後の実地調査により判明した見積差額(平成23年度第2四半期決算で計上した特別利益)を減算した上で、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するもののみについて、接続料原価に算入している。このような取扱いは、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると、一定の合理性があると認められる。

また、平成22年度特別損失、見積差額(平成23年度第2四半期決算で計上した特別利益)について、営業費用と同様、第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定に準じ、費用の性質毎に設備区分別内訳として整理し、接続料算定根拠上に設備区分別費用明細表として開示されており、接続料原価に算入された特別損失の内容に関し、一定の透明性は確保されている。

なお、特別損失に係る見積差額は平成23年度第3四半期以降にも発生する可能性があることから、こうした差額を事後的に特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料の基となる接続料原価の算定において、今回と同様、必要な減算を行うことが適当である。**(要請)**

意見11 累次のオペレーションシステムの更改が回線管理運営費の上昇に繋がっている。このため、需要減に応じたコスト削減を行うことで、低廉化、最適化を図る必要がある。また、システム更改の必要性は慎重に検討すべきであり、NTT東西は本機能の追加に係る定量的な費用対効果の予測を実施し、その結果を接続事業者に対して説明すべき。(イー・アクセス)(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)(11社連名)(KDDI)(TOKAIコミュニケーションズ) 【p. 25】

- 回線管理運営費については、オペレーションシステムの更改の影響もあり、需要の減少がコストの減少を上回っている。この際、ラインシェアリングのように回線管理運営費が接続料自体(MDF部分)を上回る接続機能については、その上昇が当該機能に係る接続料全体の変動に与える影響が大きい状態である。

以上を踏まえ、NTT東西においては、回線管理運営費について、引き続き回線数の減に応じ、一層のコスト削減効果が出せるように努めることが必要である。

また、今般、接続事業者から累次のシステム更改の必要性及び費用対効果についての懸念が示されている状況を踏まえ、回線管理運営費に影響するシステム更改に関し、①システム更改の必要性について、接続事業者に対し合理的な説明を行うよう努めること、②コストの予見性及び適正性を検証する観点から、予め必要な情報開示を行うこと、③接続事業者においてもシステム改修等が必要となることから、新シス

ムへの移行時期及び旧システムとの並行運用期間に關し、当該事業者との協議を踏まえて検討を行うことが必要である。(要請)

意見13 コロケーション費用である電気料については、調整額の算入により前年度比で大幅に上昇している。今後も電気料の動向は見通しが立たないため、予見性・透明性を確保する観点から、算定根拠の開示や説明会において詳細な説明を行うべき。また、平成23年12月20日付情報通信審議会答申に基づいて出された行政指導に従い、電気料の扱いの柔軟化について早急に運用を見直すべき。(イー・アクセス)

【p. 33】

○ 今回の電気料の上昇は、電力会社の燃料費調整額上昇による平成23年度のNTT東西と電力会社との契約電気料金の値上げの影響と、平成22年度における実績収入と実績費用の差額をもとに算定した乖離額調整の影響によるものである。

コロケーション費用である電気料の算定自体は、接続約款に規定された算定方法により適正に行われているものと認められるが、接続料算定の予見性・透明性は常に確保されることが重要である。この点、NTT東西より、ビル毎の電気料を各事業者に開示し、要望に応じ内容を説明する考えが示されている。NTT東西においてはこうした取組を今後一層進めることが適当である。

○ 電気料の扱いの柔軟化については、ブロードバンド答申において、「コロケーション設備の仕様に基づく最大消費電力ではなく、例えば、実際の使用電力を踏まえた接続事業者からの書面手続きに応じて電気料を計算する等、コロケーション装置に係る電気料の扱い(「申込電力」の考え方)を柔軟化することが適当」と整理されており、行政指導も踏まえ、NTT東西と関係事業者の間で事業者間協議を行い、具体的な柔軟化の方法を検討することが適当である。

意見15 公衆電話の接続料については、コスト削減がトラヒックの減少に追いついておらず、今後更に上昇していくことが想定され、結果として国民負担の増加につながる懸念があることから、費用削減を図るべき。特に、電話ボックスの清掃料等外部委託しているコストについては、コストの適正性を外部から検証できるようにすべき。(KDDI)

【p. 37】

○ 公衆電話発信機能等の公衆電話機能に係る接続料については、NTT西日本の再意見にあるとおり、コストの削減・効率化の努力がなされているものの、トラヒックが大幅に減少したことから、結果として接続料が上昇しているものである。

NTT西日本自身がコストの太宗を負担するとしても、接続事業者からコスト削減インセンティブについての懸念が依然示されている状況を踏まえると、当該インセンティブに係る課題が解消されたとまでは言えないことから、NTT西日本においては、トラヒック・回線数の減少に応じ、外部委託にかかるコストも含め、一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。

なお、東日本大震災の発生時における公衆電話の無料化によりトラヒックが急激に増加したことから、平成24年度のNTT東日本における公衆電話機能の接続料は低下しているものの、調整額の適用により、後年度において接続料が上昇する可能性があることには留意が必要である。

意見17 優先接続受付手続費について、原価の内訳を細分化し、需要減に応じたコスト削減が追いつかない理由について、各費用等に項目を

- 優先接続受付手続費については、設備管理運営費からユーザのマイライン登録料相当を差し引いた額が事業者間精算対象額となり、マイライン登録受付区分数で除することにより算定されている。このため、コスト削減の程度とともに、当該登録料収入や登録受付区分数が接続料の水準にも影響を与えているところである。

コスト削減に関しては、他事業者の手続費水準の予見性を高める観点から、マイライン受付システムの更改等に当たり、NTT 東西からマイライン事業者協議会を通じた周知を行っている。また、NTT 東西の再意見にあるとおり、マイラインセンタの統合、受付時間の短縮化等のコスト削減に向けた具体的な取組も進められ、マイライン参加事業者へも周知が図られている。

次に、登録受付区分数等についても、当審議会答申(H21.2.24)を踏まえ、四半期ごとにその実績を開示していることから、必要な情報は開示されているものと認められる。

以上を踏まえ、NTT 東西においては、引き続き、利用見込み件数の減少に応じた一層のコスト削減効果が出るように努めるとともに、予見可能性を高める観点から、こうした取組やそれに伴うコスト削減額について接続事業者に可能な限り具体的に説明することが適当である。

- 意見18** NTT東日本における光信号局内伝送路(局内光ファイバ)の接続料算定には非効率性が反映されているため、NTT西日本のものと比べて大きな差があることから、NTT西日本のケーブル構成比率や芯線使用率を用いて算定した額を適用すべき。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- 接続料算定の適正性を確保するためには、利用の実態に応じ、常に設備の効率的な設置・管理に努めることが適当である。

光信号局内伝送機能に係る接続料は、実績原価方式に基づき、NTT 東西それぞれの費用と需要に基づいて個別に算定されている。NTT 東日本の再意見にあるとおり、両社における設備構成の差異等には以下のとおり一定の理由があり、非効率性が存在するとまでは言い切れないことから、1社の設備構成比率や芯線使用率に合わせて他社の接続料算定を行うことは適当ではない。

- ① NTT 東西間の平均ケーブル長の差異については、NTT 東日本エリア NTT 西日本エリアにおける地理的条件の差異による点があることもあるため、算定根拠に記載されている平均ケーブル長の差異をもって直ちに非効率性が存在するとまではいえない。
- ② ケーブル構成比率や芯線使用率については、接続事業者から申込みを受けたことによる敷設状況や利用状況によって変動するため、算定根拠に記載されているケーブル種別構成比と芯線使用率の東西間の差異をもって、直ちに非効率性が存在するとまではいえない。

- 意見20** 分岐端末回線と光屋内配線に係る工事費等について、同日同時刻に工事を実施し、分岐端末回線から屋内配線まで1本の光ファイバを利用する引き通し形態での工事が主流となっていることから、一体化したメニューを設定すべき。また、加算額等についても、一体化したメニューを設定すべき。(KDDI)

- NTT 東西からの再意見にあるとおり、分岐端末回線接続工事費と光屋内配線新設工事費については、同日同時刻に工事を行う引き通しの

形態であっても重複する工程はなく、キャビネットを設置し、分岐端末回線と光屋内配線に係る工事を別々に行う形態と比べ、作業の効率化に影響が生じるものではない。

また、分岐端末回線の加算料と光屋内配線の加算額を別々に分けている点についても、分岐端末回線の故障が発生した際に、既存設備を有効活用する観点から、壁面にキャビネット設置し、分岐端末回線または光屋内配線のいずれか故障した芯線を張り替える対応をとっていることに鑑みると、コストの最小化を図る意味で一定の合理性がある。

このため、いずれの場合であっても、分岐端末回線と光屋内配線を一体化したメニューを新設する必要性は直ちには認められない。

意見21 光屋内配線加算額の算定における故障修理時間や平均的な使用期間について、技術習熟による作業の合理化や光コンセント化といった現状の設置実態に即した数値に見直すべき。(KDDI) 【p. 46】

- 光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理に係る作業時間については、引き通し形態の光屋内配線が増加したこと、光ファイバの材質の向上などにより故障原因が変化していることなどを踏まえ、適時に再計測を行い、必要に応じて作業時間の見直しを行うことが適当である。
- 平均的な使用期間を10年としている点については、平成22年3月29日付当審議会答申において、NTT東西が過去の保守実績等から屋内配線の使用年数を算出していることは適切とした上で、「最近では引き通し形態で設置する事例が増加するといった事情の変化も生じていることから、NTT東西においては常に実態に即した使用年数を用いることが必要」との見解を示している。

NTT東西においては、引き通し形態の光屋内配線について光コンセント化が進むことにより、光ファイバが壁内に収容されるケースが増加し、平均的な使用期間の変化が認められる場合は、実態に即した使用期間に見直すことが適当である。

意見24 宅内工事を行わない既設光屋内配線工事メニューを早期に実現し、サービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現すべき。(KDDI) 【p. 49】

- 平成23年3月29日付当審議会答申に示したとおり、宅内工事を行わない既設光屋内配線工事メニューの導入は利用者利便の向上にも資するものであることから、早期実現に向けて積極的な対応を行うことが適当である。このため、具体的課題が出切る限り速やかに解決されるよう、引き続き関係事業者間で協議を行うことが適当である。